

議案第 7 2 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5第1項に規定する学校運営協議会の委員の報酬等を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市  
条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市いじめ問題対策審議 会委員	学識経験者	日額	20,000 円	上記に同じ
	その他の委員	日額	7,000 円	

」を

「

羽曳野市いじめ問題対策審議 会委員	学識経験者	日額	20,000 円	上記に同じ
	その他の委員	日額	7,000 円	
羽曳野市学校運営協議会委員		年額	12,000 円	上記に同じ

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新				旧			
別表				別表			
区分	報酬の額		費用弁償の額	区分	報酬の額		費用弁償の額
省略				省略			
羽曳野市いじめ問題対策審議会委員	学識経験者	日額 20,000 円	上記に同じ	羽曳野市いじめ問題対策審議会委員	学識経験者	日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員	日額 7,000 円			その他の委員	日額 7,000 円	
羽曳野市学校運営協議会委員		年額 12,000 円	上記に同じ				
省略				省略			